

上諏訪中学校同窓会会則

- 第 1 条 本会は上諏訪中学校同窓会と称し、事務局を上諏訪中学校に置く。
- 第 2 条 本会は同窓生の連繋と親睦を図り、あわせて上諏訪中学校の進展に寄与することを目的とする。
なお本会は政治及び宗教には関与しない。
- 第 3 条 本会は前条の目的を達するため次の事業を行う。
講演会・会報の発行・その他総会又は役員会で必要と認めたこと。
- 第 4 条 本会は上諏訪中学校開設以来の同窓生をもって会員とし、卒業と同時に会員になる。
- 第 5 条 本会は顧問、参与及び客員をおくことができる。
校長を顧問とし、母校関係職員を客員とする。前任校長、会長は参与となる。
- 第 6 条 本会は次の役員をおき、その任期は2年とし再選をさまたげない。
会長1名、副会長若干名、理事若干名、監事若干名、会計1名、庶務1名、事務局長1名、
事務局長は本校教頭とする。
- 第 7 条 正副会長、理事、監事は、総会で選任する。監事、会計、庶務は、地域、学年次を考慮し会長が委嘱する。
- 第 8 条 役員の任務は次の通りとする。
会長は会務を統轄する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
会計は会計をつかさどり、庶務は事務処理にあたる。監事は1回以上会計の監査をする。
- 第 9 条 本会の会議は総会、理事会、監事会とし、会長がこれを招集する。
総会は年1回とし、必要なときは会長又は理事会の要請により、臨時総会を開くことができる。
- 第10条 総会の議決事項は次の通りとする。
その議事は出席会員の過半数で決する。
(1) 事業計画及び収支予算の決定及び変更
(2) 事業報告及び収支決算の承認
(3) 役員の選任及び解任
(4) その他特に重要と思われる事項
- 第11条 理事会は本会の運営にあたり、総会から委任された事項及び総会に提出すべき議題を審議処理する。
- 第12条 監事会は理事会を補佐し、円滑な会運営を図る。
- 第13条 本会会員は総会で定められた会費を納入する。
- 第14条 本会の会員は入会時、入会金1,000円を納入するものとする。
- 第15条 本会の経費は会費、入会金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。
- 第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
- 第17条 本会則の変更は総会に於て出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 第18条 本会則は昭和57年11月16日より施行する。